

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設 · 拡充 · 延長 · その他)

No	9	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> <中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税（法人住民税））> 中小企業者等が試験研究を行う場合、道府県民税、市町村民税（法人税割）の課税標準額を試験研究費に係る税額控除後の法人税額とする。 <試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（国税（法人税））> その事業年度において損金の額に算入する試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもの。 ・特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> 人文科学を含む科学技術・イノベーションの活性化を促進すべく、オープンイノベーション型の対象機関の拡大を行う。 ○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」という。）第49条の検討規定等を踏まえ、科学技術基本法、活性化法で定める科学技術の定義の見直しについての法改正を検討している。法改正を行う場合、活性化法が対象とする「試験研究機関等」の範囲が拡大されることとなるため、新たに「試験研究機関等」に追加される機関についても、オープンイノベーション型の共同研究先とし、30%の控除率を措置する。 		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、同法第292条第1項4号、同法附則第8条		
減収見込額	[初年度] 0 (▲3,883)	[平年度] 0 (▲3,883)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、科学技術・イノベーション創出の活性化において人文科学の果たす役割は、従来よりも大きくなり、自然科学と人文科学の融合・連携がますます重要になってきている。今後、さらに我が国の科学技術・イノベーションを振興していくためには、自然科学と人文科学を分けて扱うのではなく、両者を一体として捉え、総合的に政策を推進していく必要がある。 現在は、「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象にもなっていないが、活性化法の改正による当該機関等の対象化に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討) 第49条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
		○統合イノベーション戦略 2019 [令和元年 6 月 21 日閣議決定] 第Ⅰ部 10. 次期基本計画の策定と司令塔機能の更なる強化に向けて (1) 次期基本計画の策定 (略) 科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化を念頭に、次期基本計画策定にあたっては、第5期基本計画のレビューを行うとともに、国民全体を巻き込んだ幅広い議論を誘発し、世界における我が国の立ち位置を再検討し、あるべき将来像からバックキャストしつつ、経済社会産業構造や地域活性化、人材育成、人文・社会科学を含め議論を行う。必要に応じ、科学技術基本法の見直しも含め、科学技術の基本的理念について抜本的に再検討を行う。
	政策の達成目標	人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る。
	政策目標の達成状況	一
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象ともなっていないが、活性化法の改正による当該機関等の対象化に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている中、我が国は予算措置及び税制措置ともに主要国に比べて低水準な状況にある。</p> <p>民間研究開発投資に対する政府支援の対民間研究開発比率（2015）</p> <table border="1" data-bbox="382 399 1133 736"> <thead> <tr> <th></th><th>研究開発税制</th><th>補助金等</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td><td>4.66%</td><td>1.17%</td><td>5.83%</td></tr> <tr> <td>米国</td><td>3.56%</td><td>9.17%</td><td>12.73%</td></tr> <tr> <td>英国</td><td>11.76%</td><td>9.04%</td><td>20.80%</td></tr> <tr> <td>仏国</td><td>19.35%</td><td>7.60%</td><td>26.95%</td></tr> <tr> <td>韓国</td><td>5.51%</td><td>5.20%</td><td>10.71%</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>3.78%</td><td>4.41%</td><td>8.19%</td></tr> <tr> <td>6カ国平均</td><td>4.84%</td><td>6.10%</td><td>10.94%</td></tr> </tbody> </table> <p>(出典：OECD Main Science and Technology Indicators)</p>		研究開発税制	補助金等	合計	日本	4.66%	1.17%	5.83%	米国	3.56%	9.17%	12.73%	英国	11.76%	9.04%	20.80%	仏国	19.35%	7.60%	26.95%	韓国	5.51%	5.20%	10.71%	中国	3.78%	4.41%	8.19%	6カ国平均	4.84%	6.10%	10.94%
	研究開発税制	補助金等	合計																															
日本	4.66%	1.17%	5.83%																															
米国	3.56%	9.17%	12.73%																															
英国	11.76%	9.04%	20.80%																															
仏国	19.35%	7.60%	26.95%																															
韓国	5.51%	5.20%	10.71%																															
中国	3.78%	4.41%	8.19%																															
6カ国平均	4.84%	6.10%	10.94%																															
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>科学技術・イノベーション創出の活性化において人文科学の果たす役割は、従来よりも大きくなり、自然科学と人文科学の融合・連携がますます重要になってきている。今後、さらに我が国の科学技術・イノベーションを振興していくためには、自然科学と人文科学を分けて扱うのではなく、両者を一体として捉え、総合的に政策を推進していく必要がある。科学技術・イノベーション創出の活性化において人文科学の果たす役割は、従来よりも大きくなり、自然科学と人文科学の融合・連携がますます重要になってきている。今後、さらに我が国の科学技術・イノベーションを振興していくためには、自然科学と人文科学を分けて扱うのではなく、両者を一体として捉え、総合的に政策を推進していく必要がある。</p>																																

税負担軽減措置等の適用実績	<p>①減収額実績</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 27 年度 37 億円 平成 28 年度 34 億円 平成 29 年度 38 億円</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 27 年度 0.07 億円 平成 28 年度 0.21 億円 平成 29 年度 0.24 億円</p> <p>(出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)</p> <p>②適用事業者数</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 27 年度 5,422 法人 平成 28 年度 5,320 法人 平成 29 年度 5,411 法人</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 27 年度 250 法人 平成 28 年度 397 法人 平成 29 年度 503 法人</p> <p>(出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p>
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（平成 29 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税 963,226 千円 ・市町村民税 2,919,783 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は科学技術・イノベーション活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象となっていないが、活性化法への追加に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。</p>
前回要望時の達成目標	民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに GDP 比 3% にする
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 29 年度の民間企業の研究開発投資は、対 GDP 比 2.52% となっている（総務省「科学技術研究調査」）

これまでの要望経緯	<p>昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除</p> <p>昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……25%税額控除</p> <p>昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……25%税額控除</p> <p>昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除</p> <p>昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算</p> <p>平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加)</p> <p>平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加)</p> <p>平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合（当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る）には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人（所得）税額の 12%相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15%相当額を加算することとし、当期の法人（所得）税額の 14%相当額を限度）に変更。</p> <p>縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。</p> <p>平成 13 年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。</p> <p>縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。</p> <p>平成 15 年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設。</p> <p>平成 18 年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。 縮減 税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止。</p> <p>平成 20 年度 創設 試験研究費の増加額 × 5%を税額控除する制度（増加型）の創設。 売上高の 10%を超える額 × 一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。</p> <p>平成 21 年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。 拡充 （経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げるとともに、②平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。</p> <p>平成 22 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (23 年度末まで)。</p> <p>平成 23 年度 縮減 試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。 延長 (平成 23 年 6 月再つなぎ法) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置を延長。</p> <p>平成 24 年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長 (25 年度末まで)。</p>
-----------	---

	<p>平成 25 年度 拡充 総額型の控除上限について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる。</p> <p>平成 26 年度 拡充 上乗せ措置（増加型・高水準型）を 3 年間延長するとともに、増加型を、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大 30%まで）に改組。</p> <p>平成 27 年度 拡充 総額型と特別試験研究費税額控除制度をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度 5%）にするとともに、両制度を恒久措置に改組。</p> <p>特別試験研究費税額控除制度について、①控除率を 12%から 20%又は 30%へ引き上げるとともに、②対象費用（中小企業者等からの知財権の使用料）を拡大。</p> <p>縮減 繰越控除制度の廃止。</p> <p>平成 29 年度 拡充 増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率が変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。</p> <p>売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。</p> <p>中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。</p> <p>試験研究費の定義を見直し、第 4 次産業革命型のサービスの開発を支援対象に追加。</p> <p>特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。</p> <p>延長 高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。</p> <p>平成 31 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の控除上限を登記の法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。</p> <p>総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。</p> <p>高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。</p> <p>ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。</p> <p>延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）</p>
--	---